

安城市監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成30年11月26日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 武 田 文 男

行政監査に係る措置の通知書（障害福祉課）

平成30年2月22日監査結果報告分（平成30年11月9日現在の措置状況）

市が事務を行う任意団体について

<あんぷくまつり実行委員会>

1 個別指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	事業内容が当初行われていた事業から変更になっていることから補助金交付要綱に規定された補助額及び補助対象経費を実情に合わせて交付できるように要綱の見直しを検討されたい。
	措 置 状 況
	「安城市福祉の街づくり推進補助金交付要綱」を実情に合わせた補助額と補助対象経費に係る項目を改正し、平成30年7月1日付けで施行した。

(2)	指 摘 事 項 等
	金銭出納簿が整備されておらず、検査もされていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録として残されたい。
	措 置 状 況
	平成30年度からは金銭出納簿を整備し、毎月通帳と金銭出納簿の金額の確認を上席者が行うこととし、確認した証跡を残すよう検査体制を整備した。